

# 北海道再犯防止推進会議開催要領

## 1 目的

平成28年12月、「再犯の防止等の推進に関する法律」(以下、「再犯防止推進法」という。)が施行され、国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならないこと(第5条)等について、求められている。

安全で安心して暮らせる社会の実現に向け、国や道・関係機関等が協働し、地域における再犯防止の対策等に係る情報の共有、ネットワークの構築等を目的として、「北海道再犯防止推進会議」(以下、「推進会議」という。)を開催する。

## 2 内容

推進会議は、前条の目的を達するため、次の各号に掲げる事項について協議等を行う。

- (1) 北海道における再犯防止に関する取組の情報共有
- (2) 北海道における再犯防止体制づくりの推進に係る方策の検討
- (3) その他、会議の目的達成のため必要な事項

## 3 組織

- (1) 推進会議は、別表1に掲げる機関・団体、及びその他座長が必要と認めた者をもって構成することとし、座長は、北海道環境生活部くらし安全局道民生活課長の職にある者を充てる。
- (2) 座長不在の場合は、予め座長が指名する者が代行することができる。
- (3) 推進会議の効率的な運用に資するため、地域会議を開催することができる。  
なお、地域会議の構成員等は、別表2のとおりとする。

## 4 会議

会議は、必要に応じて座長が招集する。

なお、会議は必要に応じ議題等に関連する構成機関等をもって開催することができる。

## 5 事務局

推進会議の事務局は、環境生活部くらし安全局道民生活課安全安心グループとする。

## 6 その他

これに定めるもののほか必要な事項は、座長が別に定める。

## 附 則

この要領は、平成30年9月28日から施行する。

○北海道再犯防止推進会議 構成員

- 1 北海道
- 2 北海道教育委員会
- 3 北海道警察本部
- 4 札幌弁護士会
- 5 北海道市長会
- 6 北海道町村会
  
- 7 札幌高等検察庁
- 8 札幌地方検察庁
- 9 函館地方検察庁
- 10 旭川地方検察庁
- 11 釧路地方検察庁
- 12 札幌矯正管区
- 13 北海道地方更生保護委員会
- 14 札幌保護観察所
- 15 函館保護観察所
- 16 旭川保護観察所
- 17 釧路保護観察所
  
- 18 北海道労働局
  
- 19 北海道地域生活定着支援センター
- 20 特定非営利活動法人 北海道ダルク
- 21 医療法人社団 ほっとステーション 大通公園メンタルクリニック
- 22 特定非営利活動法人 リカバリー
- 23 公益社団法人 北海道社会福祉士会
  
- 24 北海道地方保護司連盟
- 25 (更)北海道地方更生保護協会
- 26 北海道地方更生保護女性連盟
- 27 北海道地方更生保護施設連盟
- 28 北海道地方 BBS 連盟

## ○北海道再犯防止推進会議 地域会議 構成員等

札幌地域	函館地域	旭川地域	釧路地域
北海道	北海道	北海道	北海道
石狩振興局	渡島総合振興局	上川総合振興局	釧路総合振興局
石狩教育局	渡島教育局	上川教育局	釧路教育局
北海道警察本部	函館方面本部	旭川方面本部 北見方面本部	釧路方面本部
札幌市	函館市	旭川市	釧路市
札幌保護観察所	函館保護観察所	旭川保護観察所	釧路札幌保護観察所
札幌保護司会連合会	函館保護司会連合会	旭川保護司会連合会	釧路保護司会連合会
(更)札幌更生保護協会	(更)函館更生保護協会	(更)旭川更生保護協会	(更)釧路更生保護協会
札幌更生保護女性連盟	函館更生保護女性連盟	旭川更生保護女性連盟	釧路更生保護女性連盟
札幌 BBS 連盟	函館 BBS 連盟	旭川 BBS 連盟	釧路 BBS 連盟
札幌就労支援事業者機構	函館就労支援事業者機構	旭川就労支援事業者機構	道東就労支援事業者機構
札幌協力雇用主会連合会		旭川地区協力雇用主会	釧路保護観察所管内 オパール職親会連合会
(更)大谷染香苑 (更)札幌大化院	(更)函館創生会	(更)旭川保護会	(更)釧路慈徳会
北海道地域生活定着支援札幌センター	—	—	北海道地域生活定着支援釧路センター
札幌地方検察庁	函館地方検察庁	旭川地方検察庁	釧路地方検察庁
札幌刑務所	函館少年刑務所	旭川刑務所	釧路刑務支所
札幌少年鑑別所	函館少年鑑別支所	旭川少年鑑別所	釧路少年鑑別所
ハローワーク札幌 ハローワーク札幌東 ハローワーク札幌北	ハローワーク函館	ハローワーク旭川	ハローワーク釧路